

津市避難行動要支援者避難支援対策マニュアル(概要版)

はじめに

平成16年の新潟・福島豪雨を始めとする水害や平成23年の東日本大震災において、障がい者や高齢者の死者数の割合が非常に高いなど課題が明らかになりました。

こうしたことから、災害対策基本法が改正され、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられるとともに、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう規定が設けられました。

津市避難行動要支援者避難支援対策マニュアルでは、地域における共助による避難支援体制づくりを促進し、安心して暮らすことができる地域づくりに向けた取組に活用いただけるよう具体的な取り組むべき内容をまとめています。

避難行動要支援者の要件

津市における避難行動要支援者として対象となる方は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもので、以下のいずれかの要件に該当する者です。

- (1) 65歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援または要介護認定を受けている者
- (2) 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である者
- (4) 療育手帳(A1、A2)の交付を受けている者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている者
- (6) 障害者総合支援法の障害福祉サービス(同行援護)を受けている難病患者
- (7) その他市長が必要と認める者

名簿作成の流れ

(1)名簿の作成

市で避難行動要支援者名簿に登載される対象となる方を整理し、避難行動要支援者名簿を作成します。

(2)平常時から地域への情報提供を拒否するか確認

避難行動要支援者名簿に登載される方に通知し、地域への情報提供を拒否するかどうか確認します。
【情報提供を拒否する場合】

平常時から地域への情報提供を拒否する場合は、「避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書」を市へ提出します。

(3)平常時から提供する名簿情報の完成

「避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書」の提出があった方を除き、平常時から地域で活用する避難行動要支援者名簿が完成します。

(4)名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は2種類作成します。一つは、(3)で作成した平常時から提供する名簿です。もう一つは、(2)で拒否の意思表示をした方の名簿です。災害時等に活用する名簿として厳重に封印した上で、災害時等のみ開封することを条件に消防機関、警察署に提供します。



避難支援等関係者の取組の流れ



(1)避難支援者の決定・周知

地域で取組を進めるためのメンバーを決めます。自主防災組織の役員もしくは、自治会役員や民生委員等の地域の実情を把握している方が主要な避難支援者となります。

役員等の避難支援者に避難行動要支援者の周知を行い、避難行動要支援者を支援するための理解・協力を得て、その進め方について検討します。

(2)避難行動要支援者の所在把握

市から提供された名簿を確認し、避難行動要支援者がどこに住んでいるのかわかるように地図に表示するなどして所在を把握します。また、名簿に登載されている方が、施設に入所しているケースがあるため、避難行動要支援者の居所を確認する必要があります。

(3)避難行動要支援者宅への訪問

災害時の支援を円滑に行うには日頃からのコミュニケーションが重要です。まずは、避難支援者等で避難行動要支援者宅を訪問するなどして、必要な支援内容の確認を行うなど状況把握を行います。

訪問して聞き取った情報は、災害時に必要な支援を行うためのものであり、目的外には使用しないことをお伝えします。

(4)支援内容の検討

避難行動要支援者の近隣に住む避難支援者または班などで、直接、支援できる体制を築きます。支援体制が整ったら、避難行動要支援者が必要とする支援内容を行うための方法を検討し、具体化します。必要に応じて防災学習会を行うなど、災害を受けた場合に地域がどのような状況になるのか住民一人ひとりがイメージできるようにしましょう。

(5)支援内容・支援方法の確認

支援方法が具体化したら、避難行動要支援者を直接支援する避難支援者または班で、避難行動要支援者を訪問し、コミュニケーションを図るとともに、支援内容・方法の確認を行います。

(6)避難訓練(防災訓練)

避難行動要支援者に避難訓練参加の声かけを行い、実際に安否確認や避難誘導が上手くいくかを確認します。



(7)日頃からの声かけ

日頃から声かけやあいさつをするなど、平常時から避難行動要支援者と避難支援者との良い関係を築くよう努めましょう。

(8)災害発生時の対応

災害に関する情報提供、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、救出活動などあらかじめ決めた支援を行います。

災害時に備えた平常時の対策

- 避難行動要支援者の所在情報や支援内容等の把握
- 個人情報の適切な管理
- 安否確認、避難誘導の支援
- 防災意識の啓発
- 情報収集・伝達手段の整備
- 本人や家族の依頼に応じた避難行動要支援者の住宅の点検
- 支援体制の整備
- 要配慮者が参加する避難訓練の実施

災害発生時の対応

- 避難行動要支援者の救出、避難誘導等の応急活動
- 避難情報等の伝達と安否情報等の収集
- 避難所の運営における支援
- 在宅の要配慮者に対する応急活動

避難行動要支援者制度に係るよくある質問

- Q なぜこのような制度が必要なのでしょう？
- A 公助による支援が十分に行き渡ることが困難になるため、共助による支援が重要になります。
- Q 誰でも避難行動要支援者として登録できるのでしょうか？
- A 条件にもよりますが、登録する制度もあります。
- Q 名簿情報の提供は個人情報保護法違反ではないのでしょうか？
- A 法令違反には当たりません。
- Q 避難行動要支援者名簿を見せて良い範囲は？
- A 避難支援等関係者の組織内の役員や班長等で開示してください。
- Q 地域での支援は何をするのでしょうか？
- A 地域において取組を進めるメンバーを決め、避難行動要支援者名簿を活用して要支援者宅を訪問し、個別避難計画を作成するなどして、避難行動要支援者への支援体制を築きます。
- Q 避難支援者は何をするのでしょうか？
- A 災害時は、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を行います。
- Q 避難支援者はどこまで責任を負うのでしょうか？
- A 可能な範囲での支援をお願いするもので、役割を果たせなくても責任を問われません。
- Q 避難支援者が見つからない場合はどうなるのでしょうか？
- A 組織全体で支援が行えるような体制づくりをお願いします。
- Q 重度な介護状態で安否確認まではできるが、その後の支援が難しい。どうすればよいか？
- A 介護サービス事業者等も含めた支援方法を検討しましょう。
- Q 提供された名簿により義務や責任が発生しますか？
- A 正当な理由なく他人に名簿情報を漏らすことはできません。適正な管理をお願いします。

阪神・淡路大震災では、建物倒壊等により発生した多くの要救助者(3.5万人)のうち家族や近隣住民等により救助された方は全体の約8割(2.7万人)、約2割(8千人)が消防隊や自衛隊等による救助でした。



地域における避難支援体制づくりを行い、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めましょう

避難行動要支援者の特徴と支援のポイント

区分		特徴	支援のポイント
高齢者	ひとり暮らしの方	行動機能が低下しているが、多くは自力で行動できる。	適切な情報を伝えて、避難誘導する。
	寝たきりの方	自力での行動や自分の状況を伝えることが難しい。	移動用具や複数の支援者が必要となる。
	認知症を有する方	自力で判断し行動することや自分の状況を伝えることが難しい。	災害時には、いち早く安否確認に向かい、適切な情報を伝えて、一人にはしない。
視覚障がいのある人		被害状況等の情報収集や慣れない場所で行動することが難しい。	災害時には、いち早く安否確認に向かい、適切な情報を伝えて、不安をやわらげる。
聴覚障がいのある人、音声・言語機能に障がいのある人		言葉で自分の状況を伝えることやテレビ・ラジオ等音声による被害状況などの情報収集が難しい。	災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげる。相手の言葉を注意深く聞き取るようにする。メモやペンなどを用意しておく。
肢体不自由・平衡機能障がいのある人		自力での行動が難しい。まひ等で言葉が不自由な人は、言葉で自分の状況を伝えることが難しい。	移動用具や複数の支援者が必要。メモやペンなどを用意しておく。
内臓機能に障がいのある人		自力歩行や素早い避難行動が難しい場合がある。医療的援助が必要な場合がある。	移動用具や複数の支援者が必要。かかりつけの医療機関や医療機材、医薬品などを事前に確認しておく。
知的・発達に障がいのある人		急激な環境の変化に順応しにくい。自力で判断し行動することが難しい。	災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、一人にはしない。
精神障がいのある人		災害発生による環境の変化によって、精神的な動揺が見られる場合がある。	災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげる。

【お問い合わせ先】

○避難行動要支援者名簿への登録に関すること

対象	担当課	電話	各総合支所市民福祉課(久居は福祉課)の電話					
65歳以上の人	高齢福祉課	229-3156	久居	255-8827	美里	279-8116	一志	293-3003
障がい者の方	障がい福祉課	229-3157	河芸	244-1703	安濃	268-5516	白山	262-7015
介護認定を受けている人	介護保険課	229-3149	芸濃	266-2515	香良洲	292-4302	美杉	272-8084

○避難行動要支援者支援活動(自主防災活動)に関すること

防災室及び各総合支所地域振興課の電話									
防災室	久居	河芸	芸濃	美里	安濃	香良洲	一志	白山	美杉
229-3104	255-8816	244-1700	266-2510	279-8111	268-5511	292-4374	293-3138	262-7011	272-8080